

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①施設の情報

名称：いわき育英舎	種別：児童養護施設	
代表者氏名：市川誠子	定員（利用人数）：40（29）名	
所在地：福島県いわき市小川町上小川字大坂5番地		
TEL：0246-83-1571	ホームページ： http://fksyouhei.wixsite.com/iwakiikuei	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和58年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 昌平覺		
職員数	常勤職員：21名	非常勤職員 3名
専門職員	施設長 1名	嘱託医 1名
	統括指導主事 1名	保育士 2名
	家庭支援専門相談員 1名	
	児童指導員 4名	
	保育士 7名	
	心理担当 1名	
	栄養士 1名	
	調理員 3名	
	事務員 2名	
	食品検査員 1名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	居室20、浴室5、厨房1、事務室1、学習室1、心理相談室1、交流ホール1	

②理念・基本方針

<p>【理念】 わたしたちは、人を愛し思いやることをその根本原理とし、「わたし」と「あなた」の尊い関係性を敬い、「他者に対する親愛の情と優しさ」を持てるように、常に敬愛の心で子どもたちに接し、その健やかな成長を育めるような場所を創造していきます。</p> <p>【養育方針】 ①いじめや暴力のない生活 すべての子どもはその人権を尊重され、安全で安心して暮らせる生活を根幹に捉え、</p>

平和な心で、豊かな感受性を持ち楽しく暮らせる毎日を目指します。

②素直な気持ちで生活

「わたし」が「わたし」でいられる事の大事さ、「あなた」は「あなた」という存在を認めることの大事さ、を常に理解し、「素直な気持ち」で生活していきます。

③みんなで創る生活

共に生活していく中で、他者への優しさ、思いやりの大事さを伝えながら創造性豊かな楽しい、家庭的な毎日を送っていきます。

③施設の特徴的な取組

- ・大舎制から小舎制へと建物が建て替えられ、個室を原則に男女各2グループ合計4つのグループ単位とし、子どもたちの成長発達に応じた支援ができるよう移行した。それにより子どもたちは恵まれた環境のなかで、職員との関わりの時間が多く持てるようになり、のびのびと自分らしさを失わず、自分なりのステップを踏んで自立していけるような支援が行われている。
- ・男子高校生については地域小規模施設（グループホーム）での生活支援が行われており、今後女子高校生についても地域小規模施設（グループホーム）の整備が構想されている。
- ・3年前の第三者評価結果ではアセスメントの充実が課題となっていたが、心理担当職員を配置したことにより心理的側面から見たアセスメントが行われるようになり、心理的ケアを組み入れた自立支援計画による養育・支援が実施されている。

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年5月18日（契約日） ～ 平成30年2月27日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2回（平成26年度）

⑤第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

⑥評価調査者研修修了番号

S15091・B15056、1909

⑦総評

◇特に評価の高い点

【子どもの主体性、自律性の尊重】

子どもたちは、小舎制に移行したことにより恵まれた環境の中でゆったりと笑顔の多い生活ができています。特にグループごとに年齢の近い子どもたちが、学習・掃除・洗濯・食事の手伝いなどの場面において、主体性又は自律性を尊重した養育・支援がなされている。

【心理的ケア】

心理担当職員を配置するとともに心理療法室を設置したことにより、心理的側面から見たアセスメントができるようになった。さらに、自立支援計画に心理的ケアが組み込まれるようになり、子どもの養育・支援を担当する職員との連携による心理的支援が行われるようになった。

◇改善を求められる点

【小舎制にあった運営体制】

全体的に小舎制に合った運営体制への変革が必要である。事務職や専門職が施設内でその役割を十分に発揮できるよう、施設長は組織運営のあり方全体を法人本部と協議し運営体制を改善してほしい。特に、スーパービジョンについては小舎制に合った体制に早急に見直してほしい。

【解決・改善を行う体制】

第三者評価結果から改善すべき課題を整理した上でPDCAサイクルを念頭に、施設単独で改善できる内容については施設内で組織的に改善に取り組む体制を構築し、改善に取り組んでほしい。また、施設単独で改善できない内容については、法人本部と協議のうえ法人として組織的に改善に取り組んでほしい。

【リスクマネジメント体制】

リスクマネジメント体制が小舎制に合った組織的な取組みに見直されていないので、リスクマネジメントに関する責任者を明確にした上で、事故防止策・安全確保策・感染症などの予防対応策・災害時の対応策等の内容を早急に見直すとともに、リスクマネジメントを組織的に行う体制と取組み内容を組織的に評価・見直しする体制（委員会等）を整備してほしい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

施設をユニットに新築して1年半になりました。子どもたち・職員共に生活にも慣れてきたところです。ユニットにするに当たり考えられる課題への取り組みはしてきましたが、整理・整備のシステム化には至っておらず、組織運営上の課題は山積しているのが現状と再認識いたしました。

今後は、ご指摘いただいた課題克服に向け、法人・職員と検討しながら施設が「今」持っている力（知識・技術・チームワーク）に合ったスピードで丁寧に解決していきたいと考えています。そして、子どもたちの生活が「今」以上に明るく温かくなるように、職員の質の向上を図りながら取り組んでいきたいと考えています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※判断基準（a、b、c評価）の定義

「a 評価」：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b 評価」：a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態

「c 評価」：b 以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>施設の理念及び養育方針（基本方針）とも明文化されており、施設長が年度始めの職員会議において全職員に対して説明し周知を図るとともに、養育方針を施設内各所に掲示している。</p> <p>しかし、保護者・子どもには入所時の説明の際に養育方針が記載されたパンフレットにて説明しているのみである。</p> <p>今後は保護者へ送付している法人広報紙「れいめい」に理念・養育方針を明記し周知を図るとともに、子ども会を活用するなどして理念・養育方針を理解しやすい方法で周知してほしい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>児童福祉関係を中心に動向や計画を把握するとともに、いわき市要保護児童対策地域協議会へ出席し市内の要保護児童の状況及び対応について把握している。</p> <p>しかし、社会福祉全体の動向の把握やいわき市における児童も含めた福祉課題全体の把握、</p>		

ニーズ分析や施設の経営課題把握等を行っていない。 今後は、子どもの貧困問題を含めた生活困窮者の福祉課題分析や施設における養育コスト分析を行うなどして施設経営課題の把握を行ってほしい。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの養育・支援を充実するため大舎制の建物を全面改修し平成28年7月に小舎制の建物とし、男子2グループ女子2グループの4部屋とした。</p> <p>しかし、男子高校生を対象とした地域小規模施設（グループホーム）を1か所運営しているのみで、女子高校生対象の地域小規模施設（グループホーム）を設置運営することが課題となっているが、施設長の構想に留まっている。</p> <p>今後は、構想を実現するため役職員及び地域の方々と課題を共有し、グループホーム新規設置運営に向けた取り組みを積極的に行ってほしい。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>法人として5か年計画（平成28～32年度）を年度ごとの工程表も示しながら、「組織」「サービス」「職員」「施設・設備」「経営改善」「その他」に分け策定している。</p> <p>しかし、施設の具体的な養育・支援や組織体制・職員体制・人材育成の現状・課題分析をした上での目標の設定が明確にされていない計画となっている。</p> <p>今後は、施設経営上の具体的な課題を明確化し、目標を設定した中・長期計画を策定してほしい。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・ ⑤
<p><コメント></p> <p>事業計画には「養育方針」「権利擁護への基本姿勢」を明記した上で「重点施策」として「支援（ケア）の充実」「児童の権利擁護」「関係機関との協働」「児童の健康と安全対策」に関する姿勢・取組みの方向性を記載しているのみである。</p> <p>今後は、施設としてどんな事業をいつどのように具体的実施していくのか等施設全体の年度の実施事業を具体的に明記し、役職員・保護者・子ども・関係者等が施設の年度事業を具体的に理解できる構成と内容として作成してほしい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・ ⑥
<p><コメント></p> <p>平成28年7月から現在の小舎制による事業運営に移行し、年度ごとに職員の処遇内容診断</p>		

<p>表により自己評価を行うほか、子どもが生活するグループごとに年間のスケジュールを作成しているが、それらをまとめた施設の事業計画とはなっていない。</p> <p>今後は、施設としての事業計画の策定と評価を行う手順を定め、子どもの意見・要望を反映させるとともに、職員の参画のもとわかりやすい事業計画の策定と評価・見直しに取り組んでほしい。</p>		
7	<p>I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>事業計画自体が施設で行う事業全体を網羅しわかりやすい内容となっていないこともあり、子どもや保護者等へ周知していない。</p> <p>今後は、何を目標にいつどんなことをどのように実施するのかわかりやすくまとめた事業計画を作成し、子どもや保護者等が理解できるような資料作りもしながら周知を行ってほしい。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>3年前に行った第三者評価結果において「自立支援計画を作成する前にアセスメントを行ってほしい」と改善点を指摘されたことを受けて、翌年から中心となる職員を決め外部研修や他施設へ視察に行くなどしてアセスメントの手順や様式を決め実行している。</p> <p>しかし、施設として組織的に質の向上を図る取り組みには至っていない。</p> <p>今後は、第三者評価や施設で行っている人権侵害防止チェックリストによる職員ごとの自己評価、職員面談等の後に改善に向けた検討・実行を担当する委員会等の部署を明確にし、組織的・継続的に質の向上に取り組んでほしい。</p>		
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>3年前の第三者評価により改善点として指摘された「ケアの記録化・様式化」「アセスメント手順の確立」「地域への社会貢献」について職員間で共有した。</p> <p>しかし、記録についてはPCネットワーク化と様式の見直しをしたのみである。また、アセスメント手順については職員全員での学習が組織的に行われておらず、内容の十分な共通理解にまでには至っていない。</p> <p>今後は、質の向上に向け、職員全員で課題の明確化と改善案の検討を行える仕組みを施設長が構築し、改善に取り組んでほしい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年度初めの職員会議において「施設長の役割と責任について」という表題の資料により取り組み方針を職員へ周知しているが、当該年度の具体的な課題や取り組み内容は記載されておらず説明もないため、職員には理解しづらい内容となっている。</p> <p>今後は、大舎制から小舎制へ移行したことも踏まえ、小舎制による経営・管理・権限移譲等を明確にし、職員の目線に立って施設長として行うことを具体的に説明し理解を得るようにしてほしい。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、子どもの養育・支援に関する法令等に関する外部研修や資料収集等を行っているが、施設の管理責任者として理解し遵守しなければならない関係法令等（例えば非正規労働者の雇用安定に関する法改正など）の理解は不十分である。</p> <p>今後は、労働関係を始めとする施設の運営管理全般の法令等に関しても積極的に理解するよう努めてほしい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年2回の職員面談により職員ごとに目標を持たせ職員の養育・支援の取り組みのモチベーションを上げるとともに、職員会議等でその都度アドバイスを行っている。</p> <p>今後施設長は、職員に直接アドバイスするのみではなく、養育・支援の質の向上を図るための体制（委員会等）を構築し、その体制の中で指導力を発揮するようしてほしい。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は養育方針の実現に向けて平成24年度から心理療法担当職員を常勤で配置し、職員が心理面から養育に関するアドバイスを得られるような体制としその効果が表れてきている。</p> <p>今後は、女子高校生用の地域小規模施設（グループホーム）を新規に設置運営するという構想等運営上の課題を職員間で共有し、改善や質の向上を組織的に取り組む体制づくりに指導力を発揮してほしい。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・ ③
<p><コメント></p> <p>養育・支援を充実するため平成24年度から心理療法担当職員を常勤で配置したが、必要な人材体制に関する具体的な計画が確立していない。</p> <p>今後は、大舎制から小舎制へ移行した後の現在の人員配置を評価し、適切な人員配置となっているか確認するとともに、女子高校生用地域小規模施設（グループホーム）の新規運営構想の実現に向け、必要な人員配置・採用計画を策定してほしい。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>年度ごと年2回職員面談を行い、目標と課題を明確にし、自己評価を行うようにしている。</p> <p>また、法人として人事管理要綱が策定されているが、それに基づき実施されていない。</p> <p>今後は、児童養護施設に望まれる職員像や求められる能力、技術の具体的な目標を明確化し、人事考課基準や昇格基準を職員にもわかりやすくするなど人事管理要綱を具体化させ実行してほしい。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>職員の相談窓口担当者は、ベテランの統括指導主事や家庭支援専門員が対応しているが、組織として定められたものではなく体制が構築されていない。また意向把握は年2回の職員面談時のみである。</p> <p>今後は、残業や休暇取得状況をデータ集計するなどして客観的に把握し、また多感で心の振幅幅が大きな子どもたちと日々向き合いながら支援を行っている職員の心理的支援も充実させ、働きやすい職場づくりに取り組んでほしい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>職員の階層ごとの行うべき職務等の記載はあるが、業務に即した具体的な内容となっていない。また、年2回の職員面談により目標に対する自己評価を行っているが、目標の基準がないため職員が個人的に描く目標となっている。</p> <p>今後は、職員が一目でわかる「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標設定や達成度確認が行いやすい仕組みに改善してほしい。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ ② ・c

<p><コメント></p> <p>職員の階層ごとに必要な技術等が記載された資料をもとに、職員面談において必要な外部研修を受講させている。</p> <p>しかし、職場内での年間研修計画はあるが、施設としての全体的な教育・研修計画の評価・見直しがされていない。</p> <p>今後は、「期待する職員像」を明確にし、個人ごとの達成すべき課題に応じて必要な外部・内部研修を受講させ、年間の研修成果を評価し見直しながら次年度の研修に活かせるようにしてほしい。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員面談時に外部研修への参加意向を把握し必要な研修を受講できるようにしている。外部研修受講後は職員会議時に全職員へ伝達し、職員は「研修振り返りノート」へ伝達された内容を記録、理解度を評価しその後の業務に活かしている。内部研修は年間計画のもとで実施されている。</p> <p>しかし、施設全体で個人ごとの研修成果を評価し次年度に活かす仕組みがない。</p> <p>今後は、個人ごとの年度目標を設定した年間研修計画を策定し、施設全体で評価する仕組みと次年度の研修計画に反映する仕組みを確立してほしい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアルはあるが、児童養護施設としての具体的なプログラムがなく、その都度実習生と協議しながらプログラムを作成している。</p> <p>今後はマニュアルへ受け入れの基本姿勢を明記し、小舎制やグループホームの運営という特徴に応じたプログラムを準備し、実習した施設で働きたいと思わせる育成を行ってほしい。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設のホームページで事業計画予算・事業報告決算を公開している。施設の子どもが通学する小中学校には毎年訪問し、新任教員等へ施設での養育・支援内容等について説明している。</p> <p>しかし、地域住民に向けた取組みがされていない。</p> <p>今後は、施設の隣接地域及び子どもが通学している小中学校区の住民向けに施設の理念・養育方針及び事業計画等を説明し、理解を得る取り組みを行ってほしい。また、法人の広報紙には施設の理念・養育方針を毎回明記してほしい。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>四半期ごとに外部の公認会計士に事業報告決算・事業計画予算のチェックを受け、積立金の使途が不明確との指摘を受け、使途を施設整備積立や人件費積立等とし明確にした。</p> <p>また、小舎制に移行したことで事務等の一部見直しがされたが、今後もさらに見直しが必要となっている。</p> <p>今後は、小舎制に移行したことを踏まえ、事務・経理・取引等のルールがこれまでの大舎制時と同様でよいのか検証し、見直した内容を職員に再度周知してほしい。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもが通学している小中学校区の子ども会育成会に職員も参加し、夏祭り・通学路清掃等を通じ地域の子ども及び保護者との交流を行っている。</p> <p>しかし、現在は施設外の友人が気軽に施設内の自分の部屋に来れないことになっている。</p> <p>今後は、施設の子どもが友人と施設で遊ぶことが容易にできる環境づくりやルールづくりをしてほしい。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルはあるが、積極的なボランティアの受け入れにはなっていない。</p> <p>今後は、子どものニーズ・施設側のニーズ・ボランティアのニーズの重なる部分を見出し、積極的に受け入れてほしい。また、短期の里親（ホームステイ）等も検討してほしい。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所等行政機関、医療機関・小中学校等直接的に関係する社会資源は把握され連携も図られているが、それ以外の関係機関・団体等との連携が図られていない。</p> <p>今後は、民生委員・児童委員、主任児童委員、町内会等地域の関係者・団体の把握・連携を図ってほしい。</p> <p>さらに、特に近年子どもの貧困が問題となっているので、子どもに関係するNPOやボランティア団体等とは密接な連携を図ってほしい。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		

26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>施設長が近隣の中学校で子育てに関する講話をPTA教育講演会等で年数回行っている。しかし、交流ホールはあるものの、地域住民へ周知が足りないので利用が少ない。今後は積極的に周知するとともに、どうしたら利用がされるのか地域住民と協議し送迎等も考慮して利用を推進してほしい。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員が、児童生徒の問題行動で困っている近隣の小中学校に訪問し先生の相談に乗るとともに、同じ悩みをもつ先生方と学習会を行っている。しかし、施設全体の社会貢献の取り組みとはなっていないので、今後は地域の子どもに限らず高齢者等のニーズを関係者と共有し、課題解決のため積極的に社会福祉法人としての使命を果たしてほしい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>業務マニュアルの冒頭に子どもを尊重した養育・支援の基本姿勢が明記され、人権擁護のためのチェックリストにより年間の職員の自己チェックを行っている。しかし、養育・支援を各グループ担当職員に任せており、施設全体で共通理解を図る仕組みがない。今後は、小舎制に移行したことも踏まえ、子どもを尊重した養育・支援を行っているか施設全体で再確認する仕組みをつくり、共通理解をもって養育・支援を行ってほしい。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>業務マニュアルにプライバシー保護の項目があり、最低限度の姿勢は記載されているが、個室入室時のノックや入浴・排泄時の配慮等具体的な場面での留意事項が記載されていない。個室化がプライバシーの保護や権利擁護を全て保障する訳ではないので、今後は職員全体で業務マニュアルを見直し、職員間の共通理解を図りながらプライバシー保護等に努めてほしい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		

30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>小舎制になったことでホームページやパンフレット、入所のしおりを見直し、子どもや保護者等へは必要に応じて直接説明をしながら情報提供に努めている。</p> <p>しかし、入所のしおりが小学生向けの資料のみとなっているなど、子どもの年齢に合わせた資料による情報提供とはなっていない。</p> <p>今後は、入所のしおりを小学生・中学生・高校生向けの3パターン作成するなどして、説明する相手に合せた内容となるよう情報提供のあり方を積極的に工夫してほしい。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者への説明は主に家庭支援相談員が担当し、パンフレットや入所のしおり等を用いてわかりやすく説明し、その説明と同意を得た経過記録も整備している。</p> <p>今後は、家庭支援相談員以外の職員も同じ方法で同様の内容が基本的に説明できるよう、その方法や配慮について書面で作成し、適切な説明ができるよう取り組んでほしい。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>主に児童相談所と連携し、児童相談所で作成した移行プログラムにより施設内で養育・支援を行っているが、その内容に関する施設の主体性が足りない。</p> <p>今後は、児童相談所のプログラムという認識ではなく、主体的に施設内での養育支援を職員間で十分話し合い、共通認識のもとで移行に向けた養育・支援を行ってほしい。</p> <p>また、施設内に地域移行準備のための個室の生活訓練室が用意されているが、まだ活用していないので、活用に向けた準備を十分行き最大限に活用してほしい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>月1回子どもが生活するグループごとのグループ会で意見要望を出し合い、月1回開催する子ども全員が集まる子ども会で意見要望を集約している。</p> <p>しかし、職員はその意見要望が集約された過程を子どもの記録に任せており、職員として記録を整備していない。また、意見要望にどう対応するか職員間で協議する場がないため対応が遅れる場合がある。</p> <p>今後は職員間で意見要望を検討する場を設けた上で、施設長等幹部職員の判断のもとスピード感をもって対応し、子どもの満足の向上に取り組んでほしい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p>		

<p>苦情解決要綱があり、苦情内容と解決結果はホームページで公表している。 しかし、要綱に基づいた運用がなされていないところがある。 今後は、第三者への苦情内容の報告はもちろん、子どもたちが第三者委員へ会ったこともないので話しにくいいため、定期的に第三者委員と子どもたちが顔を合わせる機会を作り、意見が言いやすい環境を作してほしい。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・ ㉑ ・c
<p><コメント> 子どもが相談しやすい環境を作るため、相談室や空き部屋を活用している。 苦情受付担当者の周知は書面でされているが、実際は担当する職員に相談している状況である。 今後は担当する職員以外でも相談ができることを説明した分かり易い文書を作成し、子どもたちへ説明してほしい。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・ ㉑ ・c
<p><コメント> 相談室や空き部屋を活用し、個人の相談や意見を把握するほか、グループ会や子ども会でも子ども達の意見や提案等を把握している。 しかし、把握した意見等をどのようにしてまとめ、どのような方法で養育・支援の質の向上に反映させるかという仕組みがあいまいである。 今後は、意見等の把握から対応までの手順書を作成し、組織的かつ迅速に対応できるようにしてほしい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・ ㉑ ・c
<p><コメント> 業務マニュアルに「安全管理と事故防止」という項目で留意事項が記載され、病気・けが時の対応フローチャートが示されている。 しかし、事故発生時の具体的な手順が記載されておらず、責任者も明記されていない。また、事故及びヒヤリハット事例の集約と分析、対応検討等のリスクマネジメント体制が整備されていない。 今後は、施設管理規程にリスクマネジメントに関する項目・内容を記載したうえで、事故防止策・安全確保策を組織的に検討・対応する体制を早急に作ってほしい。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・ ㉑ ・c
<p><コメント> 業務マニュアルの身体的健康という項目の中で感染症予防と発生時対応に関する一般的留意点の記載はあるが、責任者や役割の明記がなく、さらに具体的に感染症の種類別にどのようにして予防し、発生時にはどのように対応するのか、子どもの年齢等も考慮した記載になっていない。</p>		

<p>今後は、小舎制での生活を念頭に、マニュアルを見直し、感染症の種類ごとに予防と対応が迅速にできるようにその責任者・役割も含めた体制作りをしてほしい。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>施設内での子どもの避難訓練は毎月行っているが、子どもたちを災害から守る職員の訓練も含めた管理上の取り組みが十分なされていない。</p> <p>今後は、夜間時の避難訓練と職員参集訓練、消防署・地域住民と連携した避難訓練（煙訓練含む）、定期的自主点検を行うなど東日本大震災の経験を活かし安全確保のための取り組みを十二分に行ってほしい。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援に関する業務マニュアルが作成されており、子どもの尊重、権利擁護に関わる視点で主な留意事項が子どもの生活場面ごとに記載されている。また、特に権利擁護に関し業務マニュアルに基づき実施しているか自己チェックする仕組みがある。</p> <p>しかし、養育・支援全体を業務マニュアルに即して実施されているかチェックされていない。</p> <p>今後は、日頃の養育・支援が業務マニュアルに即して実施されているか確認する仕組みを構築してほしい。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>現在の養育・支援に関する業務マニュアルは、子どもの尊重、権利擁護に関わる視点で主な留意事項が子どもの生活場面ごとに記載されている。</p> <p>しかし、大舎制の頃に作成した内容であり、小舎制に移行した現状と合わない部分がある。また、感染症予防等重要な内容や具体的な手順が記載されていない。</p> <p>今後は、記載する項目を整理した上で現状の具体的な手順を箇条書きで記載するなどして子どもたちの生活場面に合った内容に早急に見直してほしい。なお、見直しは、職員全員の共通理解が図れるような仕組みのもとで行ってほしい。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>3年前の第三者評価の後に家庭支援相談員がアセスメントに関する研修を受講し、一定の様式を作成し担当職員の見立てと心理療法担当職員の見立てと家庭支援相談員の見立てを総</p>		

<p>合的に勘案し自立支援計画を策定することになった。</p> <p>しかしながら、見立てた職員間で十分な話し合いが行われているとはいいがたく、今後は自立支援計画策定のためのアセスメント内容を十分話し合うとともに、手順を文書化し共通認識のもとで策定するようにしてほしい。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>2月から3月に自立支援計画の評価を行い、見直した上で4月から5月に新しい自立支援計画を作成しているが、目標の設定が短期的なのか中長期的なのか曖昧だったり、見直した計画に基づき養育・支援が行われているか確認する手段がない。</p> <p>今後は、グループ担当職員、心理療法担当職員、家庭支援相談員が十分話し合い、計画の見直しを行うとともに、計画通りに養育・支援が行われているか確認する手段を検討し実行してほしい。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>パソコンのネットワークシステムを導入したことにより職員間での共有が容易になるとともに、手書き時に比べ記録量が多くなった。</p> <p>しかし、計画に基づく養育・支援の記録が毎回記載されず、従前の記録のコピーが見受けられるようになった。</p> <p>今後は、職員会議等で記録の重要性と適切な記録の書き方等を学習し、子どもの施設内での生活上の養育・支援記録をさらに充実してほしい。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人の個人情報管理規程に基づき管理を行っているが、個人情報に記載された記録・文書の種類ごとに保存・廃棄期限が規定されていないので、現状を踏まえ規定してほしい。</p> <p>個人情報管理責任者は施設長となっており、職員への個人情報保護の大事さは説明しているが、具体的な管理・保護に関して事例を用いるなどして職員が理解できる方法でさらなる教育を徹底してほしい。</p>		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>小舎制に移行したが、様々な部分で大舎制での習慣が継続されている。また、現在行われている養育・支援が、子どもにとって最善の利益を目指したものとなっているか職員間で話し合っているが、組織的な振り返りや検証が不十分である。</p> <p>今後は、養育・支援の実践内容をPDCAサイクルで改善する仕組みと、日常の養育・支援を行う職員が適切なスーパービジョンを受けられるような組織を構築してほしい。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>現在は、退所時に自分自身の出生や生い立ち、家族の状況について施設長や総括指導主事(基幹的職員)、家庭支援専門相談員から説明がされている。</p> <p>しかし、組織的に何をどこまでどのように伝えるか等を検討し対応しているとは言えない。</p> <p>今後は、組織的に子どもが自己否定に陥ることを回避し、肯定的に自身の物語を紡いでいくための「ライフストーリーワーク」を早期に導入してほしい。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>権利ノートは一人ひとりに配布され説明がされているが、子どもたちへの継続的な指導や学習の機会には繋がっていない。</p> <p>さらに、入所期間や年齢が様々であることから、子どもの状況や年齢に応じ「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」などについて、職員が子どもたちに分かりやすく丁寧に伝える取組みを各グループの職員任せにしている。</p> <p>今後は、施設長が中心となり定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会をもち、子どもの権利について子どもたちへ分かり易く説明するようにしてほしい。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	④ ・b・c
<p><コメント></p> <p>挨拶・返事・整理整頓・時間を守る等、日々の生活の中で基本的なマナーを身につけることを大切にしている。また、体験学習参加など施設外での学びの機会を持てるよう努めている。子ども間でトラブルが生じたときは、職員が一人ずつ話を聞き、事実確認をした上で、</p>		

職員と子どもと一緒に解決策を検討し、子どもから解決案が出るような支援に努めている。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a・㉔
<p><コメント></p> <p>就業規則において虐待行為を禁止しており、マニュアルが整備されている。職員は人権擁護のためのチェックリストで自己点検を行い、施設長が結果の評価を行っている。</p> <p>しかし、就業規則と懲戒規程が別々に整備されているため、職員が禁止行為に対する懲戒内容を正しく理解することが難しい。</p> <p>今後は、懲戒に係る権限の濫用防止を図る観点からも、法人本部と協議して就業規則等の見直しを検討してほしい。</p> <p>さらに、施設長は禁止行為と懲戒内容との関連と実際の適用についてよく理解してほしい。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>不適切なかかわりに関する認識は、職員からのヒアリングにより意識が高いことが判断できたが、万が一発見した場合の対応手順が明文化されていない。</p> <p>今後は、小舎制に移行したことを踏まえ、特に小舎制施設で発生しやすい不適切なかかわりや対応事例について定期的に職員間で学習する機会を持つとともに対応手順を明文化するなどして組織的な対応体制を整備してほしい。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>被措置児童の虐待についてのマニュアルは整備されているが、実際に届出や通告があった場合にどのようにすれば良いか、不利益を受けることのない仕組みがどのように整備されているかについて職員、子どもへ理解を促す取組みが不十分である。また届出・通告制度について説明した掲示物等も見られなかった。</p> <p>今後は、被措置児童等虐待の届出・通告について職員へ再周知を図るとともに、子どもにわかりやすい資料の作成と配布、掲示物を掲示するなどの対応を早急にしてほしい。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は子どもや保護者等の信教の自由を尊重し、支援を実施している。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画作成のためのアセスメントシートが導入され、支援の開始から計画の立案、</p>		

見直しの流れが定着してきている。		
また、入所に際しては、環境の変化による孤独感、不安感といった子どもの心に寄り添い、暖かな受け入れ環境の整備に努めている。		
さらに、1ヶ月を目安に課題を見直し、自立支援計画の変更や実践が行われている。		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちと職員との信頼関係が構築され、自分たちの生活について話ができる環境づくりに努めている。</p> <p>しかし、グループ会議や児童会で子どもたちが生活上の問題・課題を出しても、職員の記録がないこともあり改善に向けた職員間の検討が不十分である。</p> <p>今後は、施設内でWi-Fi（ワイファイ）が使用できるよう子どもたちから求めがあった件のように、時間がかかる案件や実施困難な事項については子どもたちに十分な説明をするとともに経過がわかるよう記録を残してほしい。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	⑪ ・b・c
<p><コメント></p> <p>小舎制になり、各グループごとに年齢の近い子どもたちが学習、掃除、洗濯、買い物、食事の手伝いからゲーム機の使用など社会のルールを習得する主体性を引き出した支援がされている。</p> <p>また部活動や地域の活動への参加は子どもの意思が尊重されている。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	⑫ ・b・c
<p><コメント></p> <p>中学生までは職員と一緒に買い物に出かけるが、事前に買い物計画を立て、計画的な購入を促している。高校生は買い物をする際に、様々なアドバイスが受けられるような支援をしている。自立を控えた高校生へは、一定金額で生活する訓練をしている。高校生からのヒアリングにおいて貯蓄の大切さや将来に向けた生活資金の考え方なども学んでいる様子が確認できた。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>家庭への復帰が児童相談所の会議で決定されると、復帰後の支援等は主に児童相談所の役割となっている。</p> <p>家族との外出や一時外泊などの機会があった場合は、施設へ戻った後の子どもの様子を細やかに観察して児童相談所に報告しているが、施設における記録が整備されていない。</p>		

<p>今後は、家庭復帰後の子どもや保護者等の状況把握や対応などの記録を整備し復帰後の支援を充実してほしい。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>夜間高校を利用し、4年次を迎える子どもの生活支援を実施するなど、必要に応じて措置延長を積極的に利用して支援している。自立した生活をしていくうえで不安・課題がある子どもには、例えばアパート一人暮らしに不安があるような場合、社員寮がある企業への就業を支援するといった取り組みが行われている。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>就職内定後、退所後の自立生活に向けたリービングケアを行っていることがヒアリングでも確認できた。退所者に対しては、いつでも相談ができること、社会に出たからといって独りではないことをしっかり伝えており、家庭支援専門相談員への様々な相談が記録にも残されている。また、各種支援団体の方々からの近況確認を得ている。退所者の希望があれば一定のルールのもとで施設に宿泊も可能である。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>施設の生活において成長していく一人ひとりの子どもの様子と職員の受容的・支持的対応等が、ケース記録から読み取れる。</p> <p>しかし、子どもが抱える課題は多様であり、子どもの思いや心に寄り添う時間を十分もつことができるような組織体制であるとはいえない。</p> <p>今後は、運営組織図、職員分掌表に合った業務管理ができているかを検証し、キャリアパス支援のありかたとともに改善してほしい。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>担当職員は、必要に応じて幼児達に添い寝をしたり、小学生の宿題を見守ったり、日常を共に過ごしながら、子供たちの基本的欲求の充足に努めている。</p> <p>また、部活動を行っている高齢児は、帰舎時間が遅くなる場合、状況に応じて柔軟な対応がなされている。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>子どもの力を信じ、見守りとの的確な働きかけを行っているが、手助けを要する際に職員を</p>		

<p>呼んでも朝夕は人手が足りず、すぐに対応できないことがある。</p> <p>また、職員の経験年数の差による対応の違いが生じることもある。</p> <p>今後は、対応の遅れや対応の相違が子どもからの不信感につながらないように施設は「望ましい職員像」を示し、組織的かつ体系化されたキャリアパス支援計画を策定・実行してほしい。</p>		
A⑱	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育については、自立支援計画のなかで必要な成長過程における保育プログラムが盛り込まれている。また、中庭には寄贈された大型遊具が設置されており、その外周にはゴムチップで舗装がされ、幼児が安全に三輪車や自転車等に乗る訓練や交通ルールを学ぶ機会を設け、遊びと学びを融合させる工夫がなされている。年齢に応じた図書や学習環境の整備は整っている。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各グループはゆったりとした、穏やかな雰囲気の中で生活が営まれており、職員は子どもたちにとって模範となるような態度、言葉づかいに十分な注意と配慮をしている。</p> <p>訪問調査日、食事は和やかで楽しい雰囲気の中で、後片付けも子供たちによって手際よく行われていた。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>食事はグループごとに匂い、音、人が作っている気配、作業を見ることができると、食事が生活リズムの中心となるような位置づけがされている。外出先での食事は、社会のルール学ぶ良い機会になっている。ヒアリング、アンケートにおいても食事・献立等高い評価が得られている。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>嗜好調査やアレルギー確認がされたうえで献立が立案されている。小舎制の特徴を活用し、子どもの健康状態等に対応した支援がなされている。また栄養士は毎月給食会議を開催し、食事の摂取状況や献立の感想等を聞き取るなどにより食事内容全般を振り返る機会を設けている。</p>		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>土日は食事の準備、後片付けを子どもたちが自ら手伝えるような支援をしている。地域小</p>		

<p>規模施設（グループホーム）の高校生については、食材の買い物の手伝いをしている。箸は自然に正しい持ち方ができるよう支援されており、食後に食器を自ら片付けることもごく当たり前のこととして行われている。</p> <p>しかし、栄養についての教育や偏食を少なくするところまでは十分な対応ができていない。今後は、入所前の家庭での食生活状況を踏まえ、特に栄養に関する教育方法や偏食の指導方法を検討し実践してほしい。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑳	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類は清潔なもの、季節に応じたものを着用している。職員が同行又はアドバイスをしながら自分自身で衣類を選び購入している。小舎制に移行し、洗濯、アイロンかけ、補修等をおこなう職員の姿を目にする機会が多く、自分もやってみたいと申し出る子どもと一緒にやるなど衣類管理の自立を支援している。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉑	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>建て替えて間もない施設であることも含め、各グループは各々清潔で明るさや建築素材にも配慮がされている。また、安心して安全な生活が送れるよう建物や遊具の安全点検を定期的実施し、建物や設備の汚損・破損を早期に発見し対処している。</p>		
A㉒	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各部屋は整理整頓され、自分らしさの演出に工夫をしている。幼児はリビングの隣で、寂しさを感じないよう複数名で寝起きしており、時には職員が添い寝をする等、安全と安心に配慮している。</p> <p>また、個室に加え、間仕切りが工夫された準個室（二人部屋にも個室にも使用可能な部屋）があり、一定の年齢に達したら一律に個室にするのではなく、一人ひとりの性格等を考慮して部屋を用意している。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉓	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小舎制移行に伴い男子、女子のグループに分かれて、それぞれの発達段階に応じた相談をしやすい環境が整備された。</p> <p>また、施設周辺の危険箇所を図にして注意を促しているほか、年少の小学生には職員が共に通学路を歩きながら交通ルールを指導している。</p> <p>さらに、理美容は定期的に行われ、入浴、排泄等の支援も心身の状態に応じて行っている。</p>		

A⑳	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年2回の健康診断が行われ、体調不良時は随時医療機関を受診する支援が行われている。近隣の医療機関との関係も構築されており、体調の変化を察知した職員はフローチャートに定められた対応を行っている。</p> <p>また、緊急時は時間や曜日を問わず医療機関へ連れて行くなど適切な対応をしている。看護師等医療スタッフが配置されると、より安心である。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉑	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>性についての正しい知識は、小さい子どもにもわかるように伝える努力をしている。命の教育という大きな枠での話から、性についての正しい理解が得られるよう施設長が自ら話している。</p> <p>しかし、より専門的な内容を職員や子どもが学ぶ機会がない。</p> <p>今後は、職員だけでは対応が難しい事例やより専門的な対応（性感染症など）も多くなることが予想されることから、外部講師（保健師等医療関係者）による「生と性に関する話」等職員や高学年の子どもたちを対象とした研修を開催してほしい。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A㉓	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちに自他の境界線がわかるように、個人所有物の管理の仕方を指導している。紛失防止のため、使用した物は元に戻すことを指導し、字の読めない子どもたちにはイラストやシール等で、自分のものだと分かるように教えている。</p>		
A㉔	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>個人ごとのアルバムの写真へ一言コメントを付すなど、後で見返した時に楽しさを思い返せるようなアルバムが作成されており、子どもが見たいときには随時自由に見ることができる。退所時にはアルバムが手渡され、自らの成長の記録を確認することができる。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A㉕	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>行動上の問題のある子どもへの対応は、グループの職員が直接子どもから聞き取りをしている。解決可能なことは各グループごとの会議で話し合い、早期解決に努めている。</p> <p>しかし、子どもの心理面を分析した上での対応とまでには至ってない。</p> <p>今後は、新規に配置された心理担当職員と連携し、科学的根拠に基づく心理的支援につ</p>		

て職員間で情報を共有した上で、本人及び周囲の子どもへの支援をPDCAサイクルに留意し組織的に実施してほしい。		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の養育・支援方針の最初に謳われている「いじめや暴力のない生活」を構築するために、職員は各グループでの生活の場においていじめや暴力が生じないよう努力している様子が確認できた。またヒアリングからも、いじめや暴力はないということが確認できた。</p>		
A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>強引な引き取りの可能性がある場合は、児童相談所から事前に話があるので情報を共有し、十分な配慮をしている。</p> <p>しかし、万が一を想定した対応手順が決められていない。</p> <p>今後は、保護者からの虐待を理由とした入所が増大している状況を踏まえ、保護者等による強引な引取りを想定した対応や他の子どもの安全確保等について組織的に検討し、マニュアル化してほしい。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>専門の知識と経験を有する心理担当職員が配置され、心理療法室で子どもの心理面の支援を行うことができている。</p> <p>また、必要な児童に関しては、心理担当職員が児童の通う学校において教員及び担当職員とケース会議を開催するなどして支援にあたっている。</p> <p>今後は支援の更なる充実を図るため、必要備品の整備や心理担当職員によるOJT、スーパービジョンが効果的に実施できる体制づくりをしてほしい。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小舎制となり、自室（個室）で勉強ができるほか、別途学習のための広いスペースの学習室が用意されており、学習のための環境作りへの配慮が見られる。</p> <p>また、宿題の実施や特別支援学校への通学への配慮も適切な支援がなされている。</p> <p>さらに、学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努めるとともに、希望者には、学習塾や学習ボランティアから学ぶこともできる機会を提供している。</p>		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p>		

<p>進路の選択にあたっては、良き相談役として職員が親身に関わっている。</p> <p>また、高校生については学校の担当教諭との連携や進学か就職かの選択に迷う子どもへ自己決定ができるような情報提供等も行われていることがヒアリングにおいて確認できた。</p>		
A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ジョブキャンプへの参加を自立に向けた取り組みとして積極的に支援している。</p> <p>また、職業体験やアルバイト、職場実習などへの積極的な支援を行っており、子どもがお世話になった会社等へはお礼に伺うなどして、次の子どもの支援へと繋がるように努めている。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員は施設の相談窓口として家庭と施設、子どもをつなぐ役割を果たすために様々な支援、関係づくりに取り組んでいる。</p> <p>また、各グループの職員は子どもたちの様子をお便りにし、家族へ報告として送付している。</p> <p>さらに、児童相談所との連携を図りながら面会、外出、一時帰宅なども支援しており、家族との信頼関係構築に努めている。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>退所に関する決定は児童相談所が役割を担っているが、児童相談所と密接に連携し家族支援に取り組んでいる。</p> <p>しかし、施設を利用する理由や事情は一人ひとり複雑で困難なものが多いことから、親子関係の再構築に関して自立支援計画への位置づけがあいまいとなっている。</p> <p>今後は、児童相談所と協議して策定する退所後の親子関係再構築のための支援方針・プログラムを自立支援計画に明確に位置づけして支援してほしい。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>スーパーバイザーは施設長がその役割を担うと規定されており、基幹的職員も配置されているが、小舎制に移行してもグループごとにスーパービジョンが行われる体制となっていない。</p> <p>今後は、各グループごとにスーパーバイザーを位置づけ（配置）し、職員が随時スーパービジョンを受けることが可能となるよう組織体制を再構築してほしい。</p>		